

競争参加資格の停止等の措置を定める件

〔平成23年10月3日
達第89号〕

改正 平成27年3月31日達第36号

改正 令和3年8月18日達第4号

(趣旨)

第1条 会計規程(平成15年規程第14号)第50条第4項の規定に基づき、競争参加資格の停止等に措置に関する件を次のとおり定める。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 機構発注工事等

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)が発注する設計監理、建設工事、測量等業務及び物品の製造、購入、その他役務等に関する業務をいう。

(2) 競争参加資格者

競争参加者の資格等に関する件(平成23年達第51号)第1条第1項に定める資格を有する業者をいう。

なお、有資格業者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び契約締結権限を有する者をいう。

(3) 使用人

有資格業者が法人である場合、当該法人の全ての社員をいう。

(4) 競争参加資格の停止

別表各号に掲げる措置要件に該当する競争参加資格者について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。

(5) 競争参加資格停止等

競争参加資格の停止並びにこの達に定める警告及び注意の喚起をいう。

(6) 契約担当者

契約担当役から契約事務を委任された職員をいう。

(競争参加資格の停止の措置)

第3条 本部契約担当役は、競争参加資格者又は使用人が別表各号に掲げる措置要件に該

当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、競争参加資格の停止を行うものとする。

(入札参加の取り消し等)

第4条 本部契約担当役が前条に定める競争参加資格の停止を行った場合は、契約担当者は、一般競争入札を実施しようとするときは、前条の規定により競争参加資格の停止の措置を受けた競争参加資格者（以下「競争参加停止業者」という。）の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該競争参加停止業者を指名しないものとする。

2 契約担当者は、一般競争入札を実施しようとする場合に、競争参加資格者が当該入札への参加資格を認められた後に競争参加停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該競争参加停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 前2項の場合においては、契約担当者は、当該競争参加資格停止業者にその旨を通知するものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する競争参加資格の停止)

第5条 本部契約担当役は、第3条の規定により競争参加資格の停止を行う場合において、当該競争参加資格の停止について責を負うべき競争参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の競争参加資格の停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、競争参加資格の停止を併せて行うものとする。

2 本部契約担当役は、第3条の規定により、共同企業体について競争参加資格の停止を行うときは、当該共同企業体の競争参加資格者である構成員（明らかに当該競争参加資格の停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の競争参加資格の停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、競争参加資格の停止を併せ行うものとする。

3 本部契約担当役は、第3条の規定による競争参加停止業者を構成員に含む共同企業体について、当該競争参加資格の停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、競争参加資格の停止を行うものとする。

(競争参加資格の停止期間の特例)

第6条 競争参加資格者又は使用人が別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当するときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ競争参加資格の停止の期間の短期及び長期とする。

2 競争参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における競争参加資格の停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める期間の短期の2倍（当初の資格停止の

期間が1カ月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る競争参加資格の停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間(資格停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第2号まで又は第3号から第9号までの措置要件に係る競争参加資格の停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第2号まで又は第3号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 本部契約担当役は、競争参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による競争参加資格の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、競争参加資格の停止の期間を当該短期の1/2まで、短縮することができる。
- 4 本部契約担当役は、競争参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による期間の長期を越える資格停止の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該期間の長期の2倍まで延長することができる。
- 5 本部契約担当役は、競争参加資格の停止期間中の競争参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各号に定める期間の範囲内で競争参加資格の停止の期間を変更することができる。
- 6 本部契約担当役は、競争参加資格の停止期間中の競争参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められたときは、当該有資格者について競争参加資格の停止を解除するものとする。

(競争参加資格の停止の措置対象区域の特例)

第7条 本部契約担当役は、競争参加資格者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該競争参加資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、区域の一部を限定し競争参加資格の停止を行うことができる。

- 2 本部契約担当役は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し競争参加資格の停止期間中の競争参加資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該競争参加資格者について競争参加資格の停止の措置対象区域を変更することができる。

(競争参加資格の停止の通知)

第8条 本部契約担当役は、第3条又は第5条各項の規定により競争参加資格の停止を行い、第6条第5項の規定により競争参加資格の停止の期間を変更し、若しくは、第7条第2項の規定により競争参加資格の停止の措置対象地域を変更し、又は第6条第6項の

規定により競争参加資格の停止を解除したときは、当該競争参加資格者に対して遅滞なく通知するものとする。

- 2 本部契約担当役は、前項の規定により競争参加資格の停止の通知をする場合において、当該停止の事由が機構発注工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約担当役は、競争参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する場合その他契約担当役が特に止むを得ない事由があると認める場合は、この限りではない。

- 2 契約担当役は、公募の手續又は企画競争、若しくは競争見積により契約の相手方を決定する手續によろうとする場合は、競争参加停止業者をこれらの手續に参加させ、又は契約の相手方としてはならない。

(下請等の禁止)

第10条 契約担当役は、競争参加停止業者が機構発注工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

(競争参加資格の停止に至らない事由に関する措置)

第11条 本部契約担当役は、競争参加資格の停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該競争参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(情報の公表)

第12条 本部契約担当役は、競争参加資格の停止を行った場合は、その内容を機構のホームページに公表するものとする。

(苦情処理手續等)

第13条 競争参加資格停止等に対する苦情の申出については、契約担当役は別に定める入札・契約手續運営委員会の調査審議に付して処理するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、平成23年10月3日から施行し、10月1日から適用する。

2 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年法律第26号）附則第2項第1項の規定により解散した独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「旧能開機構」という。）が施行日の前日以前に指名停止措置を講じ、その期間が施行日以降も継続する場合については、旧能開機構が行った競争参加資格の停止等の措置を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行った措置とみなし、この達の規定を適用する。

附 則（平成27年3月31日達第36号）
この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月18日達第4号）
この達は、令和3年8月18日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 機構が発注する建設工事等又は物品・委託役務関係業務（以下、本表及び第2表において「機構発注工事等」という。）の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格の確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、機構発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 機構の各契約担当役と締結した、機構発注工事等の契約の履行に当たり、過失により契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>3 前号に掲げる機構発注の機構発注工事等の契約以外のもの履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 機構発注工事等の契約の履行に当たり、契約に違反し、当該契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 機構発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>6 前号に掲げる機構発注工事等以外のもの（以下この表において「一般建設工事等」という。）の履行</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内</p>

措置要件	期間
<p>に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた建設工事等関係者事故)</p> <p>7 機構発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じたと認められるとき。</p> <p>8 一般建設工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が機構の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下本表において「使用人」という。)</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が機構以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、機構発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>4 機構の各契約担当役が締結した機構発注工事等の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>刑事告発を知った日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>

措置要件	期間
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>7 機構の各契約担当役が締結した機構発注工事等の契約に関し、一般役員等又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>8 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>9 機構の各契約担当役が締結した機構発注工事等の契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から1ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から4ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く)。</p> <p>11 機構の各契約担当役が締結した機構発注工事等の契約のうち、請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内</p>

措置要件	期間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、機構発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>